

○社債、株式等の振替に関する法律

平成二六年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二五・六・一九法四五）本則一八条（平成二六・二・一八までに政令で定める日施行）による改正前の条文

■第一条第一項第十七号の二（法四五により追加）

■第二七九条

■信託財産である振替社債等の損失の補くん

第二七九条 信託会社又は信託業務を営む金融機関が信託財産として所有する社債等で振替機関が取り扱うもの（以下この条及び次条において「振替社債等」という。）について、当該振替社債等に係る当該信託会社又は信託業務を営む金融機関の口座が弁済義務（中略）第四十七条第二項若しくは第四十八条第二項（中略）の義務をいう。以下この条において同じ。）を負う振替機関等又は当該振替機関等の下位機関により開設されたものである場合において、当該振替機関等又は当該下位機関の弁済義務の不履行により信託財産に生じた損失を補てんするときは、信託業法第二十四条第一項第四号の規定は、適用しない。